

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び石川県漁業調整規則第11条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
令和7年7月15日

(1) 小型機船底びき網漁業（福井県相互入漁）

漁業の種類	制限措置							調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格			
小型機船底びき網漁業	小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業）	18	15ト未満	定めなし	白山市美川永代町美川灯台の中心点から315.0度の線以南の石川県沖合海域。ただし、石川県の本土の最大高潮時海岸線から沖合4海里の線と石川県と福井県の最大高潮時海岸線における境界点から315.0度の線との交点（北緯36度20.553分、東経136度11.163分：世界測地系。以下同じ）から同沖合4海里の線と石川県羽咋郡志賀町福浦灯台中心点から270.0度の線との交点（北緯37度04.665分、東経136度38.111分）に至る海域は除く。	9月1日から翌年6月30日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし漁船使用予定者を含む。 ※ (2) 福井県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	1年	福井県

※「漁船使用者」・・・福井県（漁業を営む者の資格が福井県対象のもの）の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、福井県（漁業を営む者の資格が福井県対象のもの）の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和7年7月15日から令和7年8月14日まで